アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の運用＜新旧対照表＞(案)

区分：イメージ図

現行

【旅客自動車運送事業の制度区分】

道路運送法上の区分		根拠	内容
一般旅客自動車運送事業		法第４条	バス、タクシー、ハイヤー
自家用有償運送	市町村運営有償運送 （交通空白輸送・市町村福祉輸送）	法第７８条②	市町村バス、コミュニティバス
	過疎地有償運送		NPO等が過疎地域内の会員を送迎
	福祉有償運送		NPO等が地域内の移動制約会員を送迎
	公共の福祉を確保するためやむを得ない場合	法第７８条③	スクールバス、 訪問介護員等による有償送迎

改正後

【旅客自動車運送事業の制度区分：道路運送法第７８条③の特例許可】

道路運送法上の区分		根拠	内容
一般旅客自動車運送事業		法第４条	バス、タクシー、ハイヤー
自家用有償運送	市町村運営有償運送 （交通空白輸送・市町村福祉輸送）	法第７８条②	市町村バス、コミュニティバス
	過疎地有償運送		NPO等が過疎地域内の会員を送迎
	福祉有償運送		NPO等が地域内の移動制約会員を送迎
	公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合	法第７８条③	スクールバス、 訪問介護員等による有償送迎、 アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎制度

○概　　要：アウトドア事業者が利用客をアウトドア観光実施場所と駅・主要ターミナル等との間の区域で有償送迎を行う。

○実施主体：アウトドア事業者（北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者）

○利 用 者：送迎を行うアウトドア事業者が提供するアウトドアガイドサービスの利用者及び同伴者

○許可権者：国土交通大臣（地方運輸局）

※提案する制度の詳細は別紙のとおり

法令制度

＜道路運送法第７８条＞
自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
一及び二　（略）
三　公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【特区提案】
※道路運送法第７８条③に次のとおり文言を追加し、同規定に基づき、上記「アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎」を許可する。

＜道路運送法第７８条＞
自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
一及び二　（略）
三　公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎制度のイメージ

～現行制度との比較～

（１）制度の概要

事　項	アウトドア事業者による 自家用有償旅客送迎制度（イメージ）	（現行制度） 自家用有償運送事業 （過疎地有償運送）	一般乗用旅客自動車運送事業 （ハイヤー・タクシー）
目的・特徴	アウトドア観光を体験する観光客に、交通アクセスを含めて安全で良質なガイドサービスを提供し、観光客の利便性の向上とアウトドア観光のブランド化を図る。	タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが確保できない過疎地域において、地域住民の生活に必要な輸送手段を確保する。	一般の法人タクシーや個人タクシー等が行う有償運送事業
概　要	アウトドア事業者が利用客をアウトドア観光実施場所と最寄りの駅・主要ターミナル等との間の区域で送迎を行う。	ＮＰＯ法人等が、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して会員に対して輸送サービスを行う。	乗車定員１１人未満の自動車を貸し切って有償で旅客を運送する事業
許可・登録	国土交通大臣（地方運輸局）の許可	国土交通大臣（地方運輸局）の登録	国土交通大臣（地方運輸局）の許可
法的根拠	道路運送法第７８条第３号に基づく許可 （「地域の実情を踏まえやむを得ない場合」の文言を追加）	道路運送法第７８条第２号、第７９条	道路運送法４条第１項
実施主体	アウトドア事業者 （北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者を対象とする。）	ＮＰＯ法人、公益法人、農協、商工会等の非営利法人	法人又は個人
許可（登録）年数	２年間（改善命令や重大な事故等がない場合は３年間）	２年間（改善命令や重大な事故等がない場合は３年間）	個人タクシーについては、概ね３年間
道の関与	制度の対象とするアウトドア事業者は、北海道アウトドア資格制度で認定しているガイド及び優良事業者とする。	－	－

（２）運行の基準・要件

事　　項	アウトドア事業者による 自家用有償旅客送迎制度（イメージ）	（現行制度） 自家用有償運送事業 （過疎地有償運送）	一般乗用旅客自動車運送事業 （ハイヤー・タクシー）
営業区域	アウトドア観光実施場所と最寄りの駅・主要ターミナル等との間の区域（旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあること）	市町村単位（旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあること）	営業区域内（札幌交通圏、小樽市など）
車　両	①バス（乗車11名以上の自動車） ②普通自動車（乗員11名未満の自動車）	①バス（乗車11名以上の自動車） ②普通自動車（乗員11名未満の自動車）	普通自動車（乗員11名未満）
利用者	送迎を行うアウトドア事業者が提供するアウトドアガイドサービスの利用者及びその同伴者	過疎地域の住民、その親族、当該地域に日常の用務を有する者及びその同伴者 ※事前の名簿登録が必要	限定なし
運送の対価	実費（燃料費その他の費用）の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲	実費（燃料費その他の費用）の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲 （タクシー料金の運賃の概ね1/2の範囲内を目安とする）	運賃の種類に、①距離性運賃、②時間運賃、③定額制運賃がある。 （原則として①距離性運賃を適用）
運転者の要件	①二種免許取得者、又は ②一種免許取得者かつ国土交通大臣の認定講習を修了した者	①二種免許取得者、又は ②一種免許取得者かつ国土交通大臣の認定講習を修了した者	二種運転免許取得者
運行管理・安全対策	運行管理者責任者の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理責任者の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備　　等	運行管理者責任者の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理責任者の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備　　等	運行管理者（資格取得者）の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理者（資格取得者）の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備、 運行管理規程、整備管理規程の作成等
損害賠償措置（保険加入）	対人賠償（１名につき）8000万円以上、対物賠償200万円以上の任意保険または共済に加入する契約を締結していること	対人賠償（１名につき）8000万円以上、対物賠償200万円以上の任意保険または共済に加入する契約を締結していること	対人賠償（１名につき）8000万円以上対物賠償200万円以上の任意保険また済に加入する契約を締結していること
運営協議会	－	市町村が主宰し、旅客運送事業者（タクシー、バス）、住民・旅客、運転手団体（労働組合）で構成。 運行に当たって運営協議会の同意が必要。	－

アウトドア事業者の送迎に関するヒアリング結果

【 調 査 概 要 】
・調査対象：アウトドア事業者　9法人　　・調査時期：平成23年2月　　・調査方法：メール及び電話による聴取

1 アウトドア事業者の送迎について

(1)送迎パターン

アウトドア事業者によってサービス内容が異なり、事業者の形態や規模別、地域別に送迎方法を一概に類型化できない。送迎は概ね次の3パターンに分類できるが、実際は組み合わせて対応している。

送迎タイプ区分	具体的な例	該当法人数（複数回答）
パターンA　〔現地集合〕	・利用客はマイカー・レンタカー等を利用	9
パターンB　〔起終点を限定して送迎〕	・最寄り駅の他に、近隣のホテルまで送迎 ・事務所で着替え等をして、バスで体験実施場所へ移動	8
パターンC　〔空港や都市部まで送迎〕	・千歳空港まで送迎する場合もあり。	2

(2) 送迎に関する主な特徴

アウトドア活動は、広大な自然フィールドを利用するため、実施場所までの送迎においても、悪路を走行するなど、自然条件に応じた対応が求められ、公共交通機関によって代替することが難しい状況にある。

①送迎状況

○砂利道などの悪路を走行することがある。

○カヌー、ラフティングボートなどを旅客に併せて運送することがある。

○濡れたり汚れたりした服装や、泥の付いた靴で乗車することがある。

○気象等のコンディションによっては体験が予定どおりの時間とならないことがある。

○1回当たりの送迎人数は少人数（1人～8人程度）の場合が多い。

○調査した事業者は、全て自賠責保険の他に任意保険に加入している。

②公共交通機関の利用状況

○アウトドア活動実施場所までの公共交通が確保されていないことが多い。

○地元のタクシー会社は車輌が少ないので、お客様に紹介することはあまりない。

○路線バスは、便数が少なく、体験時間と合わない。

○送迎サービスを利用しない観光客のほとんどはマイカーやレンタカーを利用しており、タクシーを利用する方はほとんどいない。

○団体の場合は、貸切バスを手配してくることが多い。

2 自家用有償送迎制度の創設に関する、アウトドア事業者の主な意見

(1)制度が創設された場合のアウトドア事業者にとってのメリット・デメリット

メリット	デメリット
・送迎に係る費用を区分して徴収できる ・他の地域への送迎による集客の可能性 ・新たに他の場所で行う体験メニュー提供など自由度が増す	・許認可・運行管理に係る事務の繁雑化

(2)制度が実施された場合の利用希望

	回答法人数
検討する	5
条件により検討する	2
検討しない	2

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎のパターン（イメージ）

■現状の送迎パターン

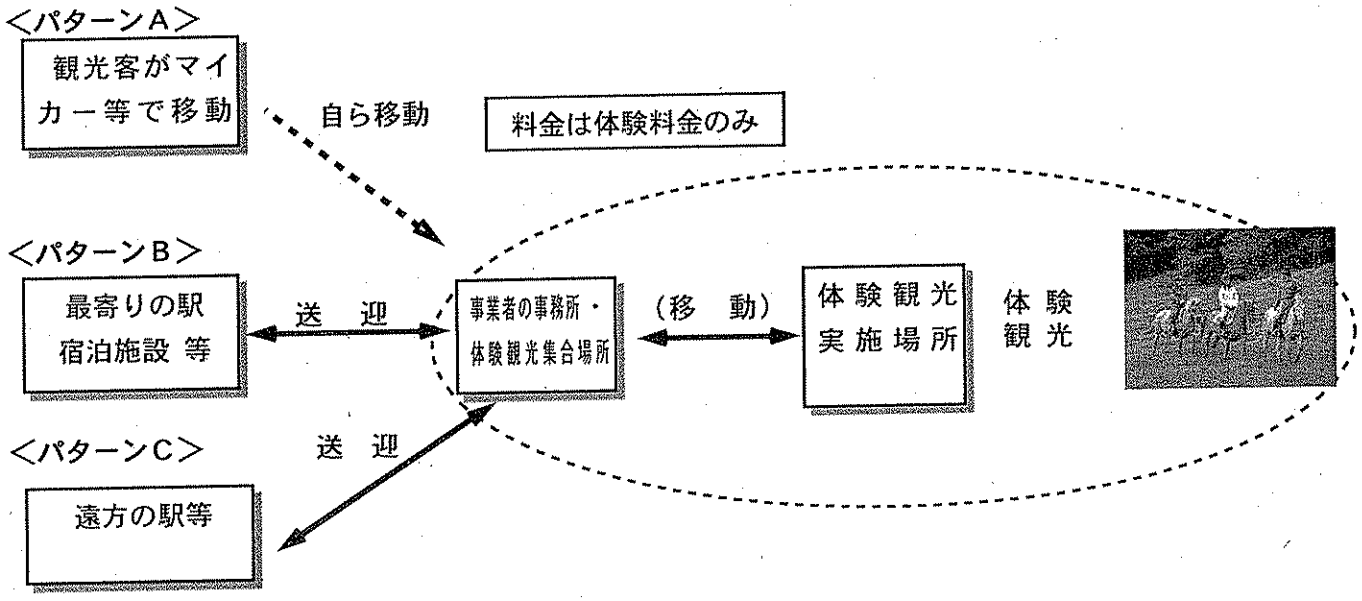

■提案する自家用有償送迎制度の送迎パターン

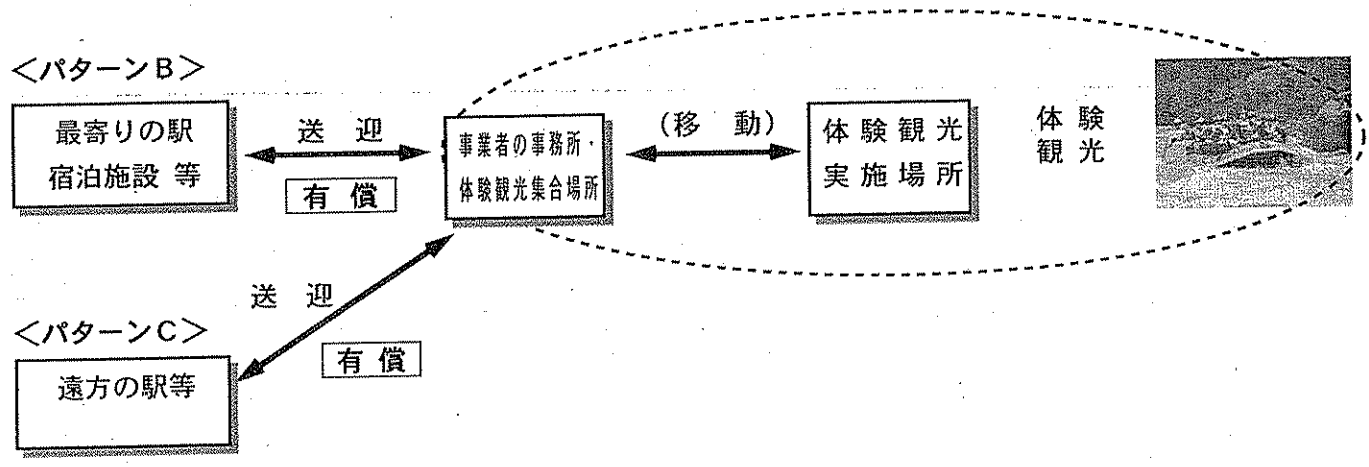

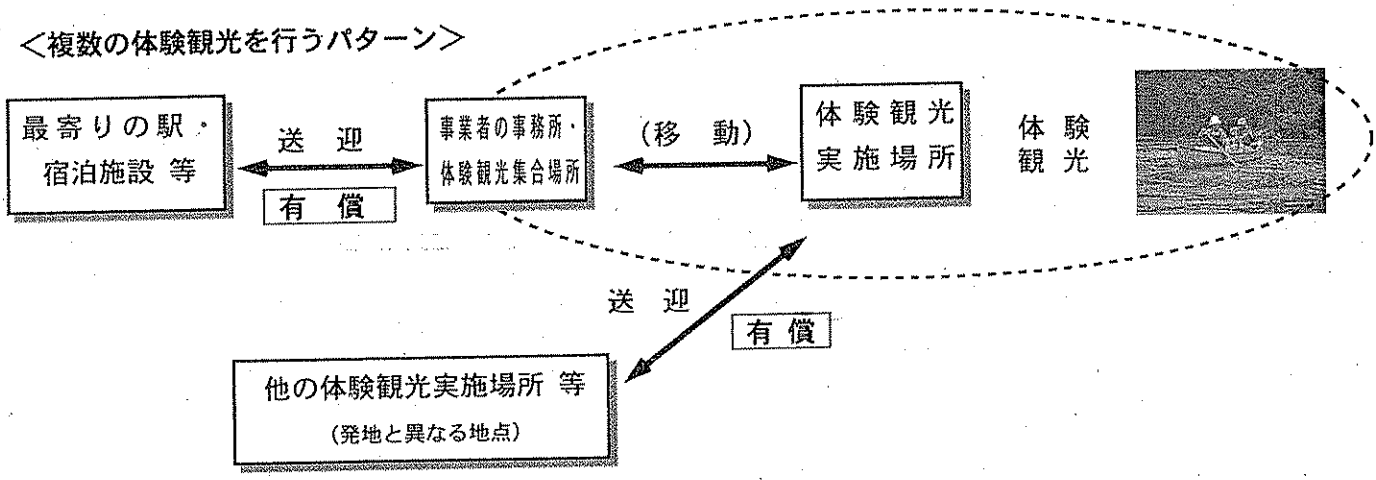

※送迎のパターンには、上記の組み合わせがあり、それぞれ有償で送迎料金を徴収できるようにする。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度のメリット・デメリットの整理

制度イメージ		メリット及びデメリット		
		アウトドア事業者にとって	観光客にとって	行政にとって
＜パターンＢ＞ 最寄りの駅・宿泊施設等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所 ＜パターンＣ＞ 遠方の駅等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所 ＜複数の体験観光を行うパターン＞ 最寄りの駅・宿泊施設等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所 ～他の体験観光実施場所	北海道アウトドア資格制度により認定しているガイドと優良事業者が有償で送迎することを可能にする。	【メリット】 ・送迎に係る費用を区分して徴収できる。 ・観光客の移動の利便性が高まり、集客増につながる可能性がある。 ・他の体験観光との組み合わせによる、多様な観光メニューを提供できる。 【デメリット】 ・許可手続きや運行管理事務が発生する。	【メリット】 ・送迎に係る安全の確保が担保されていることを確認できる。 ・他の体験観光実施場所への移動など、より利便性の高いアクセスが確保できる。 ・多様な観光メニューを体験できる。 【デメリット】 ・送迎費用の負担が発生する。	【メリット】 ・アウトドアガイド等の活用により、安全で質の高いガイドサービスと観光客の安全が担保されたアクセスが確保され、北海道のアウトドア観光のブランド化を図ることができる。 ・優れたアウトドア事業者の育成が図られる。

地域の交通事情・観光客の要望・事業者の経営方針に応じて旅客を送迎

北海道アウトドア資格制度の概要

雄大で豊かな北海道の自然は、本格的なアウトドア活動が体験できる魅力的なフィールドであり、国内だけではなくアジア地域を中心に広く海外からも人気を集めている。

道では、「安全・安心」や「北海道ならではの自然環境の特性」をキーワードに「山岳」、「自然」、「カヌー」、「ラフティング」、「トレイルライディング」の5分野を認定する『北海道アウトドア資格制度』を平成14年度に創設し、北海道におけるアウトドア活動の振興に取り組んできた。

1　制度の仕組み

(1)個人資格制度

○アウトドアガイドを対象に、北海道でガイド業務に携わる際に必要な知識と技術の水準を試験により審査し、北海道アウトドアガイド資格を認定するもの。

○試験には、全ての対象分野に共通する一般的知識を審査する「基礎分野」の筆記試験と分野毎の専門的な知識と技術を審査する「専門分野」の筆記試験と実技試験の3つがあり、ある分野の資格を取得するには、3つの試験の全てに合格する必要がある。

○アウトドアガイド試験の区分 ⇒ 山岳、自然、カヌー、ラフティング、トイレルライディング

○アウトドアガイド試験の区分（資格取得の条件）

①基礎分野(筆記)　※各分野共通　→　合格
②専門分野(筆記)　※分野毎　→　合格
③専門分野(実技)　※分野毎　→　合格

⇒ 資格取得

○アウトドアガイド試験の主な審査事項

試験の区分		審査事項	主な審査項目
基礎分野	筆記試験	道内でガイド業務に従事する際に必要な基礎的な知識	●ガイドの役割・責任　●リスクマネジメント(危険の予測・回避、応急処置) ●自然環境の保全に関する知識　●野外行動技術(地形図、気象に関する知識) ●ガイド技術(参加者の理解・把握、コミュニケーション手法、ホスピタリティ等) ●動植物に関する知識　●北海道に関する総合知識(地理、歴史、文化、ｱｲﾇ民族等)
専門分野	筆記試験・実技試験	分野毎の専門的な知識・技術	●ガイドの役割・責任　●リスクマネジメント　●ガイド技術・能力 ●自己能力【山岳】　●自然に関する知識、北海道学、自然解説能力【自然】 ●基本操作技術【カヌー、ラフティング】 ●乗馬技術、馬の管理に関する知識・技術【トレイルライディング】

(2)優良事業者登録制度

○ツアー参加者数に応じて、ガイド資格取得者の一定数以上の配置を行う実施体制の他、スタッフ研修・労務管理、環境保全対策など、安全で快適なサービスを提供する体制の整った アウトドア事業者を優良事業者として認定登録。

○登録区分は山岳、自然、カヌー、ラフティング、トイレルライディングの5分野です。

○登録の標準

①安全対策等（安全確保、危険の告知、緊急時の対応、保険の加入）
②人員体制（ガイドの適正配置、ガイドの訓練実施、ガイドの勤務条件整備）
③備品装備（安全な備品等の整備（救命・救急用品、通信機器等）、休息のための施設整備）
④顧客サービス（十分な情報提供、苦情等への適切な対応）
⑤周辺環境対策（環境への配慮・指導、地域への配慮）
⑥記録・評価システム（事業活動記録の整備保存、事業活動の評価改善、関係法令の理解遵守）

2　資格制度の対象分野と資格取得者

(1)個人資格制度

○分野別　（平成22年3月31日現在）

山　岳	自　然	カヌー	ﾗﾌﾃｨﾝｸﾞ	ﾄﾚｲﾙﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞ	計（延べ）
187人	121人	122人	100人	114人	644人

(2)優良事業者登録制度　11事業者

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（定義）
第二条
3　この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

（種類）
第三条　旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。
一　一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
イ　一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
ロ　一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
ハ　一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）
第四条　一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
2　一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（有償運送）
第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
一　災害のため緊急を要するとき。
二　市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
三　公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）
第七十九条　自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

■　条文改正イメージ

（有償運送）
第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
一　災害のため緊急を要するとき。
二　市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
三　公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲に伴う国と道の協議の場などの法制化＜新旧対照表＞（案）

区分：事務処理のイメージ図

現行

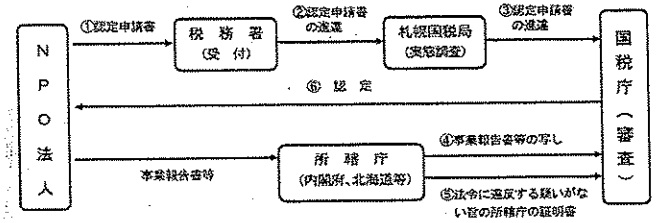

権限移譲後

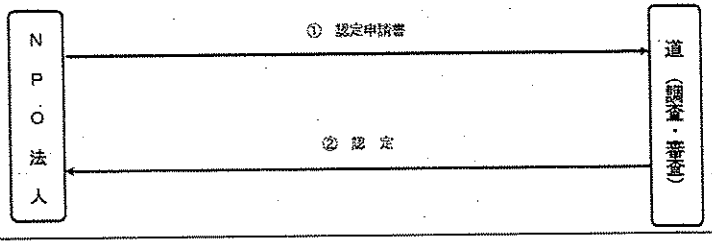

権限の内容

現行

【租税特別措置法】

	項目	国	道
認定	・事前相談（予約制・面談）	○	
	・所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付		○
	・所轄庁から事業報告書等の写しの送付		○
	・実態調査	○	
	・認定 ※パブリックサポートテスト（PST）要件を満たすことが必要	○	
	・認定等の告示	○	
監督	・事業年度終了後の報告等	○	
	・情報公開（閲覧）	○	
	・実態調査	○	
	・認定取消（強制的取消）	○	

権限移譲後

【特定営利活動促進法（ＮＰＯ法）の改正】

	項目	国	道
認定	・事前相談		○
	・所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付		不要※
	・所轄庁から事業報告書等の写しの送付		不要※
	・実態調査		○
	・都道府県と国税庁が双方向で情報提供や協議等を行う場の設置を法制化する。【新設】	○	○
	・認定 ※ＮＰＯ法人の主たる事務所所在地の都道府県が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき個別に指定した法人に限りPST要件を免除する。【新設】		○
	・認定等の告示		○
監督	・事業年度終了後の報告等		○
	・情報公開（閲覧）		○
	・実態調査		○
	・都道府県と国税庁が双方向で情報提供や協議等を行う場の設置を法制化する。【新設】	○	○
	・勧告		○
	・改善命令		○
	・認定取消（強制的取消及び任意的取消）		○

法令制度

○　認定ＮＰＯ法人とは、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。
　認定ＮＰＯ法人に対して寄附した場合の寄附金控除や損金算入など、税制上の優遇措置が適用される。

【特区提案】　※特定非営利活動促進法の改正

　都道府県が認定及び監督権限の移譲を受け、全国的な統一性や公平性を確保し、円滑に権限を行使していくために、以下の仕組みを整備する。

○　都道府県と国税庁が双方向で情報提供や定期的な協議等を行う場の設置を法制化する。

○　ＮＰＯ法人の主たる事務所所在地の都道府県が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき個別に指定した法人に限り、パブリックサポートテスト（PST）要件を免除する。
（併せて、各地方自治体が条例で個別指定した法人について情報共有できる仕組みを構築する。）

（財源）

【財源措置】

○　国において、制度改正に伴って見込む認定法人数（仮認定を含む）と新たな監督事務も含めた事務量を算定し、必要な経費（事務費・人件費）について、交付金として財源措置を制度化する。

※ 道の特例条例によりＮＰＯ法人の設立の認証等に係る事務を権限移譲している市町村については、道へ当該証明書の交付及び事業報告書等の写しの送付を行う。

認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲（業務イメージ）

北海道総合政策部地域主権局作成

	現行制度	新たな認定制度（現時点でのイメージ）	主な課題
根拠法令	租税特別措置法	特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）の改正	
認定機関	国税庁長官が認定	法人の主たる事務所所在の都道府県または政令指定都市（＝所轄庁）が認定	
認定	事前相談〔国税局〕：認定要件を満たしているかの事前チェック・相談 ↓ 申請書の提出〔税務署〕→〔国税局〕：＜主たる事務所所在の税務署に提出＞ (1) 申請書類 ①申請書　②寄付者名簿 ③認定要件チェック表 ④寄附金充当予定事業の内容 (2) 所轄庁への提出書類 ①事業報告書　②財産目録 ③貸借対照表　④収支計算書 ⑤役員名簿　⑥定款　など (3) 所轄庁から法令に違反する疑いのない ↓ 申請書の審査〔国税局〕：＜認定要件を審査＞ ①パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）要件 ・過去２事業年度の寄附金等収入額が総収入金額の１／５以上 ②事業活動における共益的な活動の割合が１／２未満 ③運営組織及び経理が適切 ・役員に占める役員の親族等の割合が１／３以下であること ④事業活動の内容が適切 ・宗教活動、政治活動等を行っていない など ⑤情報公開を適切に行っている ⑥法令違反等の事実がない　など ↓ 実態確認〔国税局〕：＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞（確認する資料例） ①従業員一覧・給与台帳 ②帳簿・取引記録 ③事業費の内容がわかる資料（事業活動の実績、支出先など） ④寄附金・会費の内容がわかる資料 ⑤収益事業の税務申告状況など ※帳簿・取引記録の証拠書類が不十分な場合は、寄附者や取引先に対して調査を行う場合もある。 ↓ 認定〔国税庁〕：有効期間は５年間	事前相談〔本庁・振興局〕：認定基準を満たしているかの事前チェック・相談 ↓ **本認定**（※設立後１年を超える法人） 申請書の提出〔振興局〕→〔本庁〕：＜主たる事務所所在の振興局に提出＞ (1) 申請書類 ①申請書　②寄付者名簿 ③認定要件チェック表 ④寄附金充当予定事業の内容 (2) 所轄庁への提出書類 ①事業報告書　②財産目録 ③貸借対照表　④収支計算書 ⑤役員名簿　⑥定款　など ↓ 申請書の審査〔本庁〕：＜認定要件を審査＞ ①パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）要件 ・過去２事業年度の寄附金等収入額が総収入金額の１／５以上 ・または、3,000円以上の寄付者が100名以上いること ※地方自治体が条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として、個別に指定した法人は、ＰＳＴ要件を免除。（法人の従たる事務所が所在する地方自治体でも、条例指定が可能） ②事業活動における共益的な活動の割合が１／２未満 ③運営組織及び経理が適切 ・役員に占める役員の親族等の割合が１／３以下であること ④事業活動の内容が適切 ・宗教活動、政治活動等を行っていない など ⑤情報公開を適切に行っている ⑥法令違反等の事実がない　など ↓ 実態確認〔本庁〕：＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞（確認する資料例） ①従業員一覧・給与台帳 ②帳簿・取引記録 ③事業費の内容がわかる資料（事業活動の実績、支出先など） ④寄附金・会費の内容がわかる資料 ⑤収益事業の税務申告状況など ※寄附者や取引先に対する調査の必要性について、国に確認中 ↓ 認定〔本庁〕：有効期間は５年間 **仮認定**（※設立後５年以内の法人に限る） 申請書の提出〔振興局〕→〔本庁〕：＜主たる事務所所在の振興局に提出＞ ※申請書類は本認定と同様 ↓ 申請書の審査〔本庁〕：＜仮認定要件を審査＞ ※ＰＳＴ要件を免除。 ②事業活動における共益的な活動の割合が１／２未満 ③運営組織及び経理が適切 ・役員に占める役員の親族等の割合が１／３以下であること ④事業活動の内容が適切 ・宗教活動、政治活動等を行っていない など ⑤情報公開を適切に行っている ⑥法令違反等の事実がない　など （本認定と同様） ↓ 実態確認〔本庁〕：＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞ ※確認する資料は本認定と同様 ↓ 仮認定〔本庁〕：有効期間は３年間	**仮認定制度とは** ○趣　旨：設立後間もない法人のスタートアップを支援するため ○対　象：設立後５年以内の法人に限る ○認定要件：ＰＳＴ要件のみ免除。他の要件は本認定制度と同様にクリアすることが必要。 ○優遇制度：法人に対する「みなし寄附金制度」は適用されない。寄附者に対する優遇制度は本認定制度と同じ。 ○有効期間：３年間（１回限り） ※認定更新する場合は、本認定を申請 **認定要件に係る課題** ○条例個別指定によるＰＳＴ要件免除 ・法人の従たる事務所所在の地方自治体による個別指定により、ＰＳＴ要件が免除されることは、制度設計上問題があるのではないか。 ⇒ 別紙の①を参照 **認定審査に係る課題** ○国税庁との連携 ・適正な認定を行うために、都道府県と国税庁との双方向の連携を図るための規定を法定化すべきではないか。 ○会計基準 ・適正な認定事務を行うために、ＮＰＯ法人の会計基準を作成すべきでないか。 ⇒ 別紙の②を参照
監督	報告〔税務署〕→〔国税局〕→〔国税庁〕：＜定期提出書類の書類審査及びチェック＞ ①事業報告書　②財産目録 ③貸借対照表　④収支計算書 ⑤役員名簿　⑥定款 ⑦収入の明細　など ↓ 調査〔税務署〕または〔国税局〕または〔国税庁〕：＜認定取消し事由が発生していないかどうか確認が必要と認められる法人に対して、調査を実施＞ ↓ 認定取消し〔国税庁〕：＜認定取消し事由に該当することとなったとき、認定を取消す＞ 認定取消し事由 ①認定要件のうち③④⑤⑥の要件を満たさないこととなったと認められるとき ②認定時において認定要件を満たしていなかったことが判明したとき ③認定申請書類、報告書類、公開書類に虚偽の記載があったことが判明したとき	報告〔振興局〕→〔本庁〕：＜定期提出書類の書類審査及びチェック＞ ①事業報告書　②財産目録 ③貸借対照表　④収支計算書 ⑤役員名簿　⑥定款 ⑦収入の明細　など ↓ 調査〔振興局〕または〔本庁〕：＜任意的取消し事由が発生していないかどうか確認が必要と認められる法人に対して、調査を実施＞ 任意的取消し事由 ①認定基準を満たさないこととなったと認められるとき ②所定の書類の備置、公開を行っていないとき ↓ 勧告〔本庁〕：＜任意的取消し事由に該当すると疑われる相当な理由がある場合に、改善のために必要な措置をとるべき旨、勧告＞ ↓ 改善命令〔本庁〕：＜勧告に係る措置がとられない場合に所要の措置をとるべきことを、改善命令＞ ↓ 認定取消し〔本庁〕：＜強制的認定取消し事由に該当することとなったとき、認定を取消す＞ 強制的取消し事由 ①改善命令に従わないとき ②欠格事由（役員に暴力団の構成員等がいる、滞納処分を受けているなど）に該当するに至ったとき ③偽りその他不正な手段により認定を受けたとき	報告〔振興局〕→〔本庁〕：＜定期提出書類の書類審査及びチェック＞ ※提出する資料は本認定と同様 ↓ 調査〔振興局〕または〔本庁〕：本認定と同様 任意的取消し事由も本認定と同様 ↓ 勧告〔本庁〕：本認定と同様 ↓ 命令〔本庁〕：本認定と同様 ↓ 認定取消し〔本庁〕：本認定と同様 強制的取消し事由も本認定と同様	**監督事務に係る課題** ○国税庁との連携 ・適正な監督を行うために、都道府県と国税庁との双方向の連携を図るための規定を法定化すべきではないか。 ○会計基準 ・適正な監督事務を行うために、ＮＰＯ法人の会計基準を作成すべきでないか。 ⇒ 別紙の②を参照
認定件数	※実績値 （全国）１９３法人（23年2月16日現在） （道内）　５法人（23年3月1日現在） ※うち22年度認定　３法人	※　国では、アンケート調査を活用しながら一定の前提のもとに、関係者の意見を聞きながら試算を行い、業務参考資料として公表することを検討するとのこと。	**認定法人数及び事務量の公表** ・国は、認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎を公表すべき。 ・新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示すべき。 ⇒ 別紙の③を参照
事務量	※　国に確認中	※　国では、認定法人数の試算とともに、現在、国税庁が行っている監督事務も含めて、必要な事務量を試算するとのこと。	**財源措置** ・国は、認定・監督に係る人件費や事務費を適切に見込み、財源を措置すべき。 ⇒ 別紙の④を参照
財源措置	※　国に確認中	※　国では、財源措置について、関係府省と協議・検討中とのこと。	

別紙

認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲に向けた検討方向

	主な課題	全国知事会と内閣府等との協議における主な論点	検討の視点	備考
①	■認定要件に係る課題 ○条例個別指定によるＰＳＴ要件免除の影響	・法人の従たる事務所所在の地方自治体の条例による個別指定があれば、主たる事務所の状況に関係なく、ＰＳＴ要件が免除される。 ・従たる事務所所在の地方自治体の判断が、主たる事務所所在の都道府県が行う認定に影響を及ぼすことは、制度設計上問題があるのではないか。	・法人の従たる事務所所在の地方自治体の判断によってＰＳＴ要件が免除されることは、統一性や公平性を欠くおそれがあるので、主たる事務所所在の都道府県が行う認定に影響を及ぼさないような制度設計にすべきでないか。 （「ＰＳＴ要件を免除するのは、主たる事務所所在の地方自治体が条例で個別指定した場合に限る」とするなど） ・全国のどの地方自治体がどの法人を個別指定しているかが情報共有できる実効性ある仕組みが必要ではないか。	
②	■認定審査に係る課題 ■監督事務に係る課題 ○国税庁との連携	・都道府県において適正な認定及び監督を行うためには、法人の税務調査に係る権限やノウハウを有している国税庁との連携が重要である。 ・都道府県と国税庁が、双方向で情報提供や協力等の連携を図るための規定を法定化すべきではないか。（「国税庁は、地方の求めに応じ、情報提供するものとする」など）	・新たな認定制度の全国的な統一性や公平性を確保するためには、都道府県と国税庁が、双方向で情報提供や協力等の連携を図るための規定を法定化するとともに、都道府県と国税庁（国税局）が定期的に情報共有や協議等を行う場を設けることも法定化すべきではないか。	
	○会計基準の統一化	・ＮＰＯ法人の会計基準が統一されていないままでは、十分なチェックができず、都道府県ごとに異なる扱いになり、不公平な状況が生まれかねない。 ・適正な認定及び監督を行うために、適切な会計基準を作成し、認定ＮＰＯ法人に基準に従うよう義務付けられないか。	（国では、ＮＰＯ法人の会計基準について、公認会計士等の専門家の意見を聞きながら、今後検討していくこととしており、その動向を注視していく。）	
③	■認定法人数及び事務量の公表	・国は、推計に基づく数値の操作ではなく、制度改正に伴い、政府として見込む認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎を公表すべき。 ・新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示すべき。	・国は、制度改正に伴い、政府として見込む認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎と、新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示し、公表すべき。	
④	■財源措置	・国は、政府として見込む認定法人数等を基礎にした人件費や制度運営に係る事務費等を適切に見込み、権限移譲と制度改正に見合う適切な総額を措置すべき。 ・その際には、普通交付税の不交付団体に配慮すること。	・国は、政府として見込む認定法人数等を基礎にした人件費や制度運営に係る事務費等を適切に見込み、権限移譲と制度改正に見合う適切な総額を確保し、所要の財源措置を制度化すべき。 （必要な人件費及び事務費の交付を、制度上で義務付けるなど）	

認定ＮＰＯ法人制度の概要

1　認定ＮＰＯ法人とは

特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。

認定ＮＰＯ法人に対して寄附した場合の寄附金控除など、税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第 46 条の２、租税特別措置法第 66 条の 11 の２）

2　税制上の特例措置

（１）寄附者に対する税制上の特例措置

①個人が寄附した場合の特例措置

・　個人が認定ＮＰＯ法人に寄附した場合、所得税の計算において、寄附金の額から２千円を差し引いた額を、所得金額から控除できる。（特措法第 41 条の 18 の３）

※ 22 年度税制改正により、差し引き額が５千円から２千円に引き下げられた。

・　認定ＮＰＯ法人のうちから都道府県又は市町村が条例で指定した法人に、個人が寄附した場合、地方税である個人住民税の計算において、寄附金控除が適用される。（地方税法第 37 条の２及び第 314 条の７。２０年度税制改正により追加）

※寄附者の住所地の都道府県の条例により指定されている認定 NPO 法人に寄附した場合

→寄附金額から５千円を差し引いた額の４％を都道府県民税から税額控除

寄附者の住所地の市町村の条例により指定されている認定 NPO 法人に寄附した場合

→寄附金額から５千円を差し引いた額の６％を市町村民税から税額控除

②法人が寄附した場合の特例措置

法人が認定ＮＰＯ法人に寄附した場合、法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、認定ＮＰＯ法人に対する寄附金についての別枠の損金算入限度額が設けられている。（特措法第 66 条の 11 の２第２項）

③相続人が相続財産を寄附した場合の特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が認定ＮＰＯ法人に相続財産を寄附した場合、相続税の計算において、寄附した相続財産は相続税の課税対象から除かれる。（特措法第 70 条第１項、第 10 項）

（２）法人自身に対する税制上の特例措置

④認定ＮＰＯ法人の「みなし寄附金制度」

認定ＮＰＯ法人の収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、一定の範囲内（所得金額の 20％相当額まで）で損金算入することができる。（特措法第 66 条の 11 の２第１項、法人税法第 37 条第５項）

3　認定の有効期間（特措法第 66 条の 11 の２第４項）

５年間

（制度発足当初は２年間だったが、20 年４月以後の認定申請から５年に延長された）

4　認定を受けるための要件（特措法 66 条の 11 の 2 第 3 項、施行令 39 条の 23 第 1 項）

ＮＰＯ法人のうち、次の（１）から（８）までの要件を満たすもの。

（１）パブリックサポートテスト（ＰＳＴ）が一定の基準以上であること。

実績判定期間（※1）において、　$\dfrac{\text{寄附金等収入金額（※2）}}{\text{経常収入金額（※3）}} \geqq \dfrac{1}{5}$　（※4）

※1　実績判定期間は、本則では過去５事業年度であるが、２１年４月以降、初回及び２回目の認定に限り、２年とすることもできる。（２２年３月末までの特例措置）

※2　寄附金等収入金額は、寄附金や社員からの会費

※3　経常収入金額は、総収入金額から国等からの補助金・委託事業費などを除いた金額

※4　本則では３分の１であるが、２０年４月以降、５分の１に緩和されている。（２３年３月末までの特例措置）

なお、一定の要件を満たす小規模法人は、簡易な計算式によるＰＳＴを選択することできる。

（２）事業活動において、会員など特定の者に対する活動の占める割合が２分の１未満であること。

（３）運営組織及び経理が適切であること。
①役員に占める役員の親族等の割合が３分の１以下であること。
②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が３分の１以下であること。
③会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
④不適正な経理を行っていないこと。

（４）事業活動の内容が適正であること。
①宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
②役員、社員または寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
③総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が８０％以上であること。
④受け入れた寄附金の７０％以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。

（５）情報公開を適切に行っていること。
（６）法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
（７）設立の日から１年を超える期間が経過していること。
（８）所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。

5　認定までの流れ

（１）申請書の提出（特措法施行令第 39 条の 23 第 4 項、第 5 項）
認定を受けようとするＮＰＯ法人は、主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に、法令に定める必要書類を添付して、申請書を提出する。

（２）審査、認定・不認定の決定通知（特措法第 66 条の 11 の 2 第 6 項、第 7 項）
国税庁長官は、審査及び必要な調査を行い、認定又は不認定を決定し、通知する。

（３）認定等の公示（特措法第 66 条の 11 の 2 第 8 項）
国税庁長官は、認定ＮＰＯ法人として認定を行った場合は、官報において公示する。認定を取り消した場合も、同様に公示する。

認定NPO法人制度の見直し（平成23年度税制改正大綱）

検討のポイント		現行制度	平成23年度税制改正大綱	実施時期
①認定権限	・国税庁から北海道に移す	・国税庁 （参考） NPO法人の設立認証は、都道府県または内閣府	・新たな認定制度について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成24年4月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指す。 ・（新たな認定制度において）、地域のことは地域に住む住民が自ら決めるとの理念の下、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管する。	平成24年4月開始を目指す
②認定基準	・北海道に裁量権を与える	（認定要件） ・パブリックサポートテスト（PST）が一定基準以上（※）であること ※過去2事業年度の寄附金等収入金額が総収入金額の1／5以上 ・事業活動における共益的な活動（会員向けの活動）の割合が1／2未満 ・役員に占める親族等の割合が1／3以下 ・総事業費に占める特定非営利活動の事業費が80%以上 ・情報公開を適切に行っている　など （認定の取消し） ・認定要件のうち一定の要件を満たさないこととなった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合等は、認定を取消し、有効期間にかかわらず認定の効力は失われる。	（認定要件） ・PST要件に一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入（3,000円以上の寄附者が100名以上）し、現行の判定方式との選択制とする。 ・地方自治体が条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したNPO法人は、PST要件を満たすものとする。	平成23年度に実施
			（新たな認定制度） ・設立後5年以内のNPO法人がPST要件以外の認定要件を満たす場合に、「仮認定」を受けられる制度を導入する。 ・新たな認定制度において本認定を受けた法人（新認定法人）について、名称独占その他必要な支援措置を整備する。 ・新認定法人に適正を欠く運営が認められた場合に、現行のように直ちに認定取消しをするのでなく、事案に応じた段階的な監督の枠組みを設ける。	平成24年4月開始を目指す
③税制優遇措置	・公益法人と同程度にする	（法人税の特例措置） ・収益事業から生じた所得に対して課税（税率30％） ・みなし寄附金制度（収益事業の収入から収益事業以外の事業に支出した金額を寄附金とみなして、所得金額の２０％を限度に損金算入できる）	（法人税の特例措置） （新たな認定制度の下での税制措置） ・新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額について、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には社会福祉法人等と同等の限度額（所得金額の５０％または200万円）に引き上げる。	平成24年4月開始を目指す
		（寄附者に対する特例措置） ・個人が寄附した場合、所得税において、寄附金額から2000円を引いた金額を所得控除できる ・法人が寄附した場合、法人税において、一般寄附金とは別枠の特別損金算入限度額が設定される ・相続人が相続財産を寄附した場合、相続税の課税対象から除外される	（寄附者に対する特例措置） ・個人が寄附した場合、所得税において、新たに税額控除（寄附金額の40%、税額の25％を限度）を導入し、所得控除との選択制とする。 （所得税と個人住民税で合わせて寄附金額の50％までの税額控除を可能にする。）	平成23年分の所得税から適用
		・寄附者の都道府県・市町村の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合、個人住民税において、寄附金額から5000円引いた金額の一定割合（最大10％）を税額控除できる。	・認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方自治体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようにする。 ・個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5000　円から2000円に引き下げる。	平成24年分の個人住民税から適用

■特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

第四十六条　特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び」と（中略）する。

第四十六条の二　特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

■租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）
第四十一条の十八の三　個人が、第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項 に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）
第六十六条の十一の二　その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。
2　法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「）の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「）及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3　前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。
4　前項の認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から同日以後五年を経過する日までの期間とする。
5　国税庁長官は、第三項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第三項の認定は、その効力を失う。
6　国税庁の当該職員又は第三項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。
7　国税庁長官は、第三項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。
8　国税庁長官は、第三項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。
9　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）
第七十条　相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。
２～９　略
１０　第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。